

重要事項説明書 入所中の状況に関する説明 (介護老人保健施設)

本紙は、当施設のサービスを受ける際に起こりうることを説明するための重要事項説明書です。
説明を受け、その内容をご理解ください。その内容をご承諾した上でご利用時に契約を結ぶものとします。

1 (精神科的治療を行うことの説明と同意)

- ①精神症状を緩和するために、抗精神病薬を用いることがあることを理解ください。入所後の精神面や身体面の状態変化がみられる際には、当施設の主治医の判断により処方内容の変更をさせて頂く場合がございます。抗精神病薬は、専門医師が処方する場合の危険性は他の薬剤と比べて特に高いわけではございませんが、適量を見つけるまでの間は一時的に利用者にとって過量または少量になることがあります。過量の際は一時的に副作用が出ますが、減量することですぐに元に戻ります。後遺症が出ることはほとんどありません。
- ②利用者本人の身体状況や精神症状によって、やむを得ず身体拘束を行う可能性がある点を予めご理解ください。疾患の特徴としてせん妄（意識障害の一部）に基づく幻覚、妄想、暴言、暴力行為が挙げられます。これらは適切な専門薬の内服、処置等により症状の改善がみられる場合がほとんどです。その治療やコントロールの過程では一時的な鎮静により、落ち着いた状態を整える必要があるため、多職種の協議により、一定時間行動制限を行う場合があります。精神科治療として一時的な過鎮静をかけ漸次内服を減量する方法は一般的に行われているものであり、回復の状態として負担も少なく短時間で適切な内服薬を定めるには大変有効です。利用者にとりまして精神状態の安定を促し消耗しやすい体力を維持するためには治療・療養上必要な医療行為であること、かつ危険回避のための行為であることをご理解ください。なお上記医療的行為を必要とする際には医師、並びに看護師等により事前に連絡や説明を致しますが、緊急行為の場合は事後の報告となることをご了承ください。

2 (高齢に伴い起こりうる危険性についての説明と同意)

- ①誤嚥、異食
誤嚥、異食が発生する危険性があることをご理解ください。またこれらに伴い、窒息・肺炎などの発生が起こり得ることを予めご了承ください。
- ②転倒、転落、骨折
転倒や転落が発生する危険性があることをご理解ください。これらに対して施設では、考えつく限りの設計上の工夫、備品の設置を施しているばかりではなく、法制上定められた人員基準による職員の巡視を義務付けていますが、転倒や転落については疾病の性質上、判断力の低下や身体能力の低下によりおきることもお含みおきください。またこれに伴い、骨折等が発生する可能性が高いことを、予めご了承ください。更に女性や高齢者におきましては、骨粗しょう症の既往やその他要因により明らかな転倒・転落及び外傷などでなく疾病などの特性から骨折する場合も稀にございますので予めご了承ください。
転倒や転落が発生した場合には、入所者の家族等に連絡を行うとともに、医療的処置及びその他対応、区市町村へ報告をあげるなど必要な措置を講じます。
- ③身体能力の低下
加齢的变化に伴う認知症の疾病の特性や家庭から施設への生活環境の変化から、活動量が減少することや病態や治療等の要因により身体能力が低下する場合があることをご理解ください。
- ④浮腫
生活環境が変わることにより、浮腫が見られることがよくあります。それは殆どが歩行スペースの拡大や、生活スタイル（量の生活から椅子生活へ）の変化に起因するもので、体調の異変に起因する可能性は比較的低いです。利用者の状態についてお気づきの点がございましたら、医師または看護師までご相談ください。医師の判断により必要な医療処置、ケア並びに専門医受診等の対応をさせて頂く場合がございます。
- ⑤褥創
褥創を発生させないよう、医療面や介護面から様々な対処を行っていますが、利用者本人の身体的状態や精神症状に起因する状態から褥創が生じる可能性があることを予めご了承ください。褥創については医学的処置を施しますが、利用者の精神状態により処置の介入ができない場合があることを予めご了承ください。
- ⑥離設
認知症症状の一つに、自宅以外の場所に対して非常に強い帰宅欲求を示す場合があります。離設が起こらないよう万全の対策を施していますが、著しい帰宅欲求により離設の行動化に至る場合がございます。万が一の際には、ご家族の方にご協力をお願い致します。
- ⑦感染症
感染症をお持ちの入所希望の方は、入所以前にお申し出でください。感染症の種類や状態によっては利用をお断りする場合があります。利用者は高齢であることから身体機能及び能力が低下しており、感染症にかかり易くなっています。感染症保持者となった場合は、全利用者に感染の危険を及ぼす可能性があります。また感染症に対しては、医師の指示のもと医療的処置を行います。適切な療養環境の提供と感染拡大防止を図るため一時的に隔離対応、並びに適切な医療行為の提供と危険回避を目的とした行動制限をさせていただくことをあわせてご了承ください。
感染症発生時には、入所者の家族等に連絡を行うとともに、医療的処置及びその他対応、区市町村へ報告をあげるなど必要な措置を講じます。

3 (入所中の受診について)

施設の管理とは別に高齢に伴い様々な病状が発生しることをご理解ください。当施設の主治医が、他医療機関の受診を必要とみなした場合、御家族同伴で受診していただく場合がございます。施設と身上看護者が共に責任を共有するという観点・ご家族による治療方針に関する IC (インフォームドコンセント) の聞き取りの必要性などから、こうした状態が発生した際はご家族の同伴のもと他医療機関への受診をすることをお願いします。医療機関については、かかりつけ医でも結構ですし、申し出がありましたらサービス提供者がご紹介することも可能です。緊急時以外はご家族様による、受診のお付き添いをお願いしております。

4 (発生頻度の高い事故についての説明と同意)

- ①利用者間のトラブル

疾病の性質上、自らを傷つける自傷行為や他人を傷つける他害行為が発生する可能性が高いことを予めご了承ください。管理については万全を期していますが、発生した場合は双方の当事者ともに刑事的な意味での責任能力や民法上の賠償責任を有する状態ではない場合が多いことを予めご理解ください。また、発生時には医学的処置を迅速かつ適切に行います。

ただし、状態に応じては精査、治療のため外部医療機関に受診をして頂きます。その際の実費につきまして、一旦は自費でご精算頂く場合がございます。一連の対応において疑義が発生した場合は施設も状況の説明などの調整にあたりますが基本的に契約者様双方で協議を頂きますようお願い申し上げます。

②器物破損

利用者の所有物が他の利用者の故意または過失により破損することがあります。サービス提供者はそういった破損行為防止のためにできる限り注意を払いますが、その全てを避けることはできません。併せて使用中の品の破損につきましても施設による重大な過失が認められた場合を除き、各自において修理をお願いしております。貴重品は持ち込まないようお願い申し上げます。器物破損時には、入所者の家族等に連絡を行うとともに、その他対応、区市町村へ報告をあげるなど必要な措置を講じます。

紛失

疾病の性質上、利用者の中には、思わぬところへ物品をしまい込んだり、他の利用者が自分のものと思い込み持ち出してしまうことがあります。そのため少しでも発見しやすいように、お持ちいただく全ての物に関しては、油性ペン等で、大きな字で、はっきりと記録することにご同意ください。入れ歯についても、当方で記名させていただきます（記名による身体への影響はありません）。また紛失については、最善を尽くし探す努力をいたしますが、見つからない場合があることを予めご了承ください。重ねて貴重品や高価なもの持込はお断りしております。施設の重大な過失によらない所持品の破損・紛失等については、責任を負いかねますことを予めご理解ください。

紛失時には、入所者の家族等に連絡を行うとともに、その他対応、区市町村へ報告をあげるなど必要な措置を講じます。

③原因不明の外傷

施設において生命にかかわる特段の危険を除き、利用者は自由に過ごしています。フロア内を自身のペースで歩き、ベッドに自分で寝起きをする等個人の尊厳を尊重しています。しかしながら疾病の性質上注意力の低下や危険の認識の低下により、手すりや椅子、テーブルに体をぶつけ打撲、痣、擦り傷が出来る場合があります。職員による見守りや状況の把握に努めておりますが、疾病の特性（記憶力の低下）や職員の体制上、全ての外傷の原因や状況を特定することが難しいことを予めご了承下さい。

また血栓防止薬や血流循環を改善する薬を内服されている場合は、僅かな打撲も内出血が通常より広がりやすいことがあります。その他高齢により皮膚が乾燥する、若しくは薄くなっている場合も外傷が通常より起こりやすくなります。

外傷発見時は、状態に応じた医療的処置を行います。専門医療機関による受診が必要であると当施設が判断した場合には保護者等に受診の付き添いを行って戴くことを御了承下さい。

5（心身状況の変化に対する対応の説明）

①（他施設・病院へのご移動について）

利用者の心身の状態が増悪した場合、または身体的病状により当施設の適応外になったと医学的判断に基づき医師等が判断した場合、利用者の利益を第一に考え転院することがあります。転院先については、利用者の利益を第一に考え、責任を持って最大限探しますが、共に転院先を探すことにご協力ください。また精神疾患を有する方他医療機関受け入れが困難なことがあります。そのため、転院などの対応に時間がかかることがあることをご理解ください。

＜施設にて適切なサービス提供が困難な例＞

- ・ 身体症状を有し不安定な状態が継続して続いている場合
- ・ 自傷他害及び常時不穏等若しくは精神症状が活発にみられる場合

②（延命処置・治療の対応に関する説明と同意）

当施設は精神科に特化した老人保健施設であり、系列医療機関も同様であることから身体の高高度救命救急医療・高度延命治療、処置の実施、及びそれを目的とした利用及び入院などの対応・紹介は難しい次第です。そのような対応を希望される場合は当施設の対象となりませんことを予めご了承ください。

③（急変時の対応について、医師不在時対応についての説明と同意）

利用中の急変については、緊急連絡先の方にご連絡を差し上げる前に、医師の判断のもと利用者の生命を守るための処置を施すことがあります。特に身体に関わる急変においては、十分な検査・処置及び治療可能な医療機関への救急搬送等の対応をさせていただいております。また施設の性質上、病院と異なり医師が 24 時間常駐する施設ではありませんので、生命を守るための治療行為に制限がある方、そのような医療行為が常時必要とされる方のお受け入れが難しい場合があることをご理解ください。医師の不在時における急変については、24 時間指示を受けられる体制をとっております。また利用者の生命を第一と考えて対応する為に、ご家族へのご連絡が遅れることがありまのでご了承ください。

6（入所中の検査について）

施設入所中に下記のような理由で採血、感染症、胸部レントゲン、心電図、頭部 CT、MRI 等の必要な検査が必要な場合がございます。その場合、施設においては必要な検査機器は備わっておりませんので検査の目的や内容に応じて施設の母体の病院もしくは近隣の医療機関へ検査のため受診をしていただくことになります。緊急性の高い検査を除いては原則ご家族の付き添いによる受診、検査となりますのでご了承ください。また検査の目的や内容、心身状況により系列の病院への短期間の検査入院をお願いすることもございますので加えてご了承ください。検査にかかる諸費用は健康診断の目的検査の場合、全額実費負担となる場合もありますので予めご了承ください。

（検査に必要な理由）

- ・ 施設入所中における身体の状態の確認が必要な場合
- ・ 何らかの身体症状が出現しており、症状の原因、部位を特定し係る医療機関に診断、治療などの身体的フォローを行ってもらうため
- ・ 次施設、病院へ申し込む診療情報提供書、健康診断書の作成のため

7（食事時間・食事場所についての説明）

受診・外出等によって食事時間をずらしての提供を希望される方はご用意いたしますので、窓口にお申し付けください。また食事場所は基本的に各フロアでのお食事となりますが、体調不良等によってはお部屋等でお召し上がりいただくこともあります。